

立ちどまらない保険。

三井住友海上

MS&AD INSURANCE GROUP

2022年1月1日以降始期契約用



“自動車”保険に“自転車”オプション

三井住友海上がお届けする安心のパッケージプラン

『自転車』パック



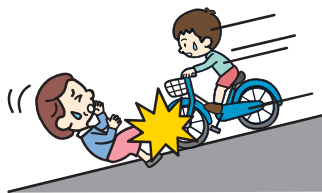
ご家族が自転車事故にあわれても、

相手への賠償

弁護士費用

ご自身のケガ

をまとめて補償！

加害者
になっても

高額賠償判例

子供が自転車で坂を下っている際に女性と衝突し、女性は寝たきりの状態に。

賠償額 約9,500万円

(神戸地裁2013年7月4日判決)

こんなときにお役に立つのが

日常生活賠償特約

詳しくは裏面①へ

被害者
になっても

弁護士依頼事例

歩行中に自転車にひかれて大ケガ。加害者が賠償金を支払わないため、弁護士に委任して訴訟を起こした。

弁護士費用 約102万円

内訳：着手金約34万円、報酬金約68万円(注)
(注) お客さまが弁護士に依頼することによって得られる経済的利益が約500万円の場合の一例です。

こんなときにお役に立つのが

弁護士費用
(自動車・日常生活事故型)特約

詳しくは裏面②へ

ケガ
をしても

事故事例

自転車を運転中に転んで、足を骨折する大ケガで5日間入院。

入院保険金 30万円

治療中でもケガの程度に応じた定額の入院保険金を受け取ることができます。

こんなときにお役に立つのが

自転車・車いす・ベビーカー・
シニアカー事故傷害定額払特約

詳しくは裏面③へ

ご家族全員の自転車におけるリスクを補償します！

※「ご家族」とは、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまをいいます。

『自転車』パック

月々の合計保険料 合計

940円

内訳

日常生活賠償特約

月々 180円

弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

月々 440円

自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

月々 320円

※保険料払込方法が月払12回<一般分割口座振替>、自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約の傷害定額払保険金額が1,000万円(団体扱・集団扱特約等をセットした場合は異なることがあります。)

『自転車』パックは以下の特約のパックプランです。 『GK フルマの保険』にオプションとしてセットできます。

① 日常生活賠償特約

自転車賠償特約と同時にセットしていただけません。

日本国内・日本国外における日常生活の事故や住宅^(注1)の所有・使用・管理に起因する事故により、他人を死傷させること、他人の財物に損害を与えること、または日本国内で誤って線路へ立入ってしまったことなどが原因で電車等^(注2)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、日常生活賠償保険金をお支払いします。保険金額は事故が日本国内で発生した場合は「無制限」、日本国外で発生した場合は「3億円」です。

対象事故	保険金額	示談交渉サービス
日本国内事故 ※電車等運行不能賠償補償あり	無制限	あり
日本国外事故	3億円	なし

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用

権利保全行使費用

緊急措置費用

示談交渉費用

争訟費用

(注1) 記名被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。

(注2) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。

※被保険者は、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまとなります。なお、これらのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、監督義務者等が被保険者となります。

上記のほか、日常生活賠償特約の補償の対象となる事故の範囲を、自転車での事故に限定する自転車賠償特約があります。

② 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

弁護士費用(自動車事故型)特約、弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約、自転車賠償特約と同時にセットしていただけません。

日常生活事故^(注1)および自動車事故^(注2)によって死傷したこともしくは財物に損害を受けたことについて相手の方に損害賠償請求を行う場合、またはご契約のお車等の事故^(注3)によって被保険者に法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず相手の方から損害賠償請求をされた場合に、弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)や法律相談費用を負担^(注5)したときに、次の保険金をお支払いします。

- 実際に負担した弁護士・損害賠償請求等費用^(注4)について、被保険者1名につきそれぞれ300万円を限度に弁護士・損害賠償請求等費用保険金をお支払いします。
- 弁護士、司法書士または行政書士に法律相談を行う場合に、実際に負担した法律相談費用について、被保険者1名につきそれぞれ10万円を限度に法律相談費用保険金をお支払いします。

(注1) 日本国内で発生した日常生活全般の事故(歩行中に走ってきた人に衝突されケガをした等)をいいます。

(注2) 自動車にかかわる事故(ご契約のお車が衝突された、歩行中に自動車にはねられた等)をいいます。

(注3) ご契約のお車および、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有、使用または管理する自動車による事故をいいます。

(注4) 委任契約書の提出等により、あらかじめ当社の承認を得て委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬、司法書士報酬、行政書士報酬や訴訟費用等をいい、費用ごとに特約に定める金額を限度とします。

(注5) 弁護士・損害賠償請求等費用および法律相談費用は、当社の同意を得て負担した費用に限りま。

万一の事故の際には、紹介ネットワークをご利用いただけます！

対応する補償の保険金をお支払いする場合に、お客さまのご要望に応じて弁護士の紹介窓口をご案内します。

※地域・時期等によっては、弁護士をご紹介できない場合があります。また、ご紹介した弁護士への相談等はお客さまの責任でご利用いただき、保険金額または費用ごとに特約に定める金額を超えて利用した場合の超過金額はお客さまのご負担となります。



上記のほか、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約の補償対象となる事故の範囲を、お車および自転車での事故に限定する弁護士費用(自動車・自転車事故型)特約があります。

③ 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

すべてのご契約にセットしていただけます。

ご自身やご家族が自転車・車いす・ベビーカー・シニアカーの事故でケガをして、亡くなられたり、重い障害が残ったり、入院したりした場合に保険金をお支払いします。
お支払いする保険金

	保険金名称	お支払いする保険金の額
傷害定額払保険金	死亡保険金	傷害定額払保険金額の全額
	後遺障害保険金	傷害定額払保険金額×後遺障害等級に応じた保険金支払割合(4%~100%)
	重度後遺障害特別保険金	傷害定額払保険金額×10%(100万円限度)
	重度後遺障害介護費用保険金	後遺障害保険金×50%(500万円限度)
	入院保険金	入院日数1日以上5日未満:1万円 入院日数5日以上:部位・症状に応じて10万円/30万円/50万円/100万円

※通院日数に応じてお支払いする保険金はありません。

上記の特約は、いずれも「補償が重複する可能性のある特約」となりますので、補償内容をご確認ください。

① 日常生活賠償特約

この特約をセットした自動車保険や、補償内容が同様の保険契約(自動車保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複します。

② 弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約

親族所有自動車^(注)も補償の対象となるため、この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。
(注) ご契約のお車以外の自動車であって、記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族またはそれらの方の別居の未婚のお子さまが所有する自動車をいいます。

③ 自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約

この特約をご契約のお車以外の自動車保険にもセットした場合は、補償が重複します。

- 『GK フルマの保険』は家庭用自動車総合保険の略称です。
- このチラシは、日常生活賠償特約、弁護士費用(自動車・日常生活事故型)特約および自転車・車いす・ベビーカー・シニアカー事故傷害定額払特約の概要をご説明したものです。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

三井住友海上火災保険株式会社

ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
(チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス) はこちら
https://www.ms-ins.com/contact/cc/ アクセスできます▶
(お客さまデスク) 0120-632-277(無料)

